

相 談 事 例

ID: 01-02-003

相談タイトル

新築工事中の下請け業者が県外の場合の扱い（新型コロナ関連）

Q：ご相談内容

ハウスメーカーと請負契約を締結し、現在新築工事中。
下請け業者として隣接県の業者が出入りしている。新型コロナウイルス感染が拡大しており、隣接県は特に感染者が多い。近隣には小さい子どもも住んでいるので、県内の業者に変えてほしいと話をしたところ、わかりましたと言われたが、現在も同じ隣接県の業者が作業している。どうしたらよいのか。

A：回答

元請け業者であるハウスメーカーが下請け（協力）業者を県内業者に変えると約束しているのであれば、再度、ハウスメーカーに話をさせていただくこととなります。
県外業者を使うことが法的に禁止されているものではないため、第三者がそのことを指示等することは出来ません。